

<個人>

**A33** 診療所の収支は「事業所得」として院長先生の個人所得税の課税対象となりますが、その「事業所得」に欠損が生じた場合には、院長先生のその年における①給与所得、②不動産所得、③山林所得、④譲渡所得（不動産譲渡を除きます）での所得と相殺して課税されます。これを「損益通算」といいます。

ですので、ご開業の前後でお勤めの病院等での給与所得があるようでしたら、損益通算によりその「事業所得」の欠損は減殺されて個人所得税の課税がされることとなります。

ただし、この「損益通算」によっても事業所得の欠損金が残ってしまっている場合には、青色申告者に限り、その欠損金は3年間に限り、繰り越して次年度以降の課税所得と相殺できます。